

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年9月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第26号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2環境政策局の項中「(中京まち美化事務所, 東山まち美化事務所又は下京まち美化事務所にあつては, 副所長又は副所長に代えて置く所長補佐)」を削り, 同表教育委員会事務局の項中「生涯学習振興係長」の右に「(教育長が別に定める事務に係るものにあつては, 企画係長)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 平成23年10月1日から施行する。ただし, 別表第2教育委員会事務局の項の改正規定は, 公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市物品会計規則別表第2教育委員会事務局の項の規定は, 平成23年4月1日から適用する。

(会計室)